

会 議 等 結 果 報 告 書

会議区分	会 議 ・ 打合せ ・ 協 議	文書番号	
		決裁期日	令和4年11月18日
名 称	令和4年度第2回安平町町民自治推進委員会		
日 時	令和4年9月30日 午前・ 午後 3時00分 ～ 4時15分		
場 所	安平町役場総合庁舎 2階大会議室		
出席者 (長職位を除き敬称略)	委員 10名 安平町（政策推進課）渡邊課長、山口参事、木村補佐、高橋主幹、笹山主査、吉田主事		
会議概要	1. 開会 委員12名中、10名の出席があり、条例第5条の会議開催条件を満たすことを確認。 ＊ 開催にあたり、本日が第4期委員の任期最初の会議であること。 2. 委嘱状交付 及川町長より委嘱状を交付。 3. 町長挨拶 町民自治推進委員会については、後ほど事務局の方から制度の説明等、また役割の説明を申し上げ、町づくり基本条例、参画推進条例の調査、審議を今回7月からの委嘱期間となるが、2年間よろしく願いたい。まちづくり基本条例は、平成25年12月の議会で可決を頂いた条例で、翌年の平成26年12月から遂行されている。私も当時、総務課の課長補佐時代に、まちづくり基本条例の策定の担当となった。当初、瀧町長の方から4回ほどの審議で仕上げてくれというようなお話があったが、結果的には3年間、延べ31回の審議を行って完成した。全ての条文を逐条解説含めながら審議をし、全ての審議を終えてから、再度修正案含めて審議し、議事録でいけば40ページ～50ページほどの議論を積み重ねて作り上げた条例で、私自身も思入れのある条例である。 資料の3ページにあるとおり第2期の委員から第3期まで、いろいろと提言をいただいている。その中で令和元年7月12日提出の提言書にある、自治会・町内会を取り巻く各種問題の解決に向け、地区別計画の策定やまちづくり事業支援交付金などの財源支援策を継続的に講じるといったご意見をいただいたところで、現在、安平地区において地区別計画の策定にはいった。2年ずらして、遠浅地区でも地区別計画を作っていきたいと考えているところである。また震災やコロナ禍があったが、ハード、ソフト含めて、町内会自治会の会館の修繕や様々な取り組みに対してまちづくりの交付金を、創立してきた。情報公開、共同参画を推進するためには会議の経過、結果を町民の方に公開すべきだのご意見をいただき、今年の8月から安平町ホームページの方に委員会や審議会などの町民参画いただいているものについては、議事録や会議資料を公開している。 また CFCI の子どもにやさしいまちづくりの実践自治体ということで、昨年の12月に道内ではニセコ町、安平町が委嘱をうけたばかりで、道外では、富谷市、町田市、奈良市の大きな市が委嘱されている。安平町についても、まちづくり基本条例の中で子どもに関する条文があるが、不十分と考えているので、その部分の見直しや、個別に条例制定を検討していきたいと考えている。まちづくり基本条例について、難しい表現やなかなかわかりづらい部分もあると思うが丁寧なご説明をし、理解を深めるようにしていきたいと思っているので2年間よろしく願い申し上げる。		

4. 委員自己紹介

出席委員より、一言ずつ自己紹介。

5. 議事

(1) 委員長・副委員長の互選について

委員長と副委員長を選任。

委員長挨拶： 委員長に選任されました。皆様のご協力のもとスムーズにこなしていきたいと思います。副委員長さんも何卒よろしくお願いします。よろしくお願いいたします。

(2) 安平町町民自治推進委員会の役割について

事務局より、配布資料の確認の後、その内容について説明。以下に説明要旨を列記。

[議案資料 1 ページ]

- 憲法的な位置づけであり、行政・町民・議会の役割等を規定する「①まちづくり基本条例」を制定し、平成 26 年 12 月 26 日に施行。またこの基本条例を根拠に、以下の②～⑤の 4 つの関連条例も施行された。
- ② 町民参画推進条例…行政施策に町民が参画し、意見や提案する制度をルール化
- ③ 住民投票条例…町の重要事項に対していつでも住民投票ができる制度。
- ④ 議会基本条例…身近な議会運営や議員が行うべきことについて定めた条例。
- ⑤ 町民自治推進委員会条例…基本条例の運用や修正をする町民組織を設置。この条例は平成 26 年 4 月 1 日に施行済み。

[議案資料 2 ページ]

- まちづくり基本条例に基づく関連施策・事業について、「制定前から実施しているもの」「制定に伴う新たに実施するもの」「今後検討すべき事項」に分けて整理している。(当日は各項目について例示しながら説明しているが本書では省略)

[議案資料 3 ページ]

- 第 1 期～第 3 期委員による提言書・申送書についての詳細は、次回以降説明

[議案資料 4～5 ページ]

- 町民参画推進条例において、町は次の 6 項目に該当する施策等について、町民参画の手続きをとることになっている。(例については資料参照)
 - ① 総合計画及び町の基本的政策を定める計画等の策定又は変更
 - ② 町政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃
 - ③ 町民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
 - ④ 大規模な町の施設の設置に係る計画等の策定又は変更
 - ⑤ 町民の生活に重大な影響を及ぼす施策の決定
 - ⑥ 上記①～⑤のほか、町長が特に必要と認める事項
- 次の項目に該当する場合は、上記の 6 項目に該当する施策等であっても適用除外になるものがある。
 - * 軽易なもの
 - * 緊急に行う必要のあるもの(ただし、その理由を後日、この委員会への報告や広報紙等での公表をすることになっている。)
 - * 法令との規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの(町の判断の余地がないもの)
 - * 町の内部事務処理に関するもの
 - * 税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの(地方自治法で住民が直接請求できないことになっている)

	(3) 町民参画推進条例に基づく町民参画手続の実施状況について 町民参画の実施状況について、10～11ページの表に沿って説明。 【質疑応答】 ・委員 パブリックコメントについて、4件すべて意見なしとなっているが、毎回このようなものなのか。また一般の人が見てもボリュームが多く行政の固い表現が多いため、このまま掲載してもわかりづらい部分が多く、町民に知ってもらうためにも意見をもらうためにも改善の必要があるのではないか。 ・政策推進課 行政で行っている計画の期間が変わる際にはパブリックコメントや審議会を行っている。パブリックコメントは小さい町なので中々意見がないので、対面で懇談会など行い意見をいただいている。事業を行う前に、情報を町民に提示し見てもらうことをルール化しているので、行政がそのルールに則り町民参画を行えているのか、町民に理解できるような資料を提供しているのか、率直な意見をいただき改善していきたい。 (4) その他 次回会議開催時期、委員報酬について事務局から説明。 【質疑応答】 ・委員 資料を当日渡されても、意見を出すまで理解することができないので、次回からは事前に資料を送付してほしい。 ・政策推進課 次回から資料を事前送付して、議論が活発になるように準備していきたい。 ・委員 自治推進委員は町民から聞いた意見を行政側で聞くのか、またはパブリックコメントを更に精査し肉付けする監査のようなものなのか教えてほしい。 ・政策推進課 自治推進委員の基本の仕事は実績の事例を見ながら深掘りしていき、よりよい町民参画の方法を審議すること。 ・政策推進課 自治推進委員で議論するのは、まちづくり基本条例がしっかり機能しているかチェックするのが一つ。もう一つが第3期委員から申し送りされた事項について、議論を重ねるべきか、他のテーマについて話し合うべきかを意見していただくこと。この2点を頭に入れておきながら今回配布した資料に目を通していただいて次回の会議に備えていただきたい。
--	---